

ふらっと

第20号 平成26年5月

<発行者>

東遠地区生活支援センター相談部

菊川市西方 4346-16

新年度が始まり一か月。新たな環境に慣れてくると同時に疲れも出てくる頃ではないでしょうか。

頑張りすぎは心にも体にも禁物ですね。焦らず、ゆっくりじっくりやっていきましょう！

東遠地区生活支援センター相談部は、昨年度と引き続きのメンバー（鈴木・市村・高橋）で、今年度も皆さまの生活のお手伝いをさせていただきます。生活の中での困り事などがありましたらお気軽に利用していただければと思います。

《事業所紹介》



今回のふらっとでは、昨年度より新たに東遠地域に開設された3事業所の紹介をさせていただきます。

特定非営利活動法人 掛川障がい者支援センター きらら上内田

昨年度、掛川市上内田に開設された定員20名の就労継続支援B型事業所です。主たる利用対象は18才以上の知的障がいを持つ方になります。作業内容は、農作業、青ネギ出荷、干し芋の加工、茶製品のシール貼り作業等があり、利用される方の個性を生かした作業設定をされています。



障害児通所支援事業所 リカバリー佐倉

今年度4月から御前崎市佐倉に開設された放課後等デイサービス事業所です。障がいや発達に心配のある就学中の子どもを中心に、放課後や夏休み等の長期休暇中に利用できる事業所です。様々な活動、支援者や仲間との関係を通して社会性を身につけたり、自分らしさを伸ばしていく支援が行われています。



ぴのほーぷ

社会福祉法人和松会が運営主体となり、旧掛川市立総合病院の跡地「希望の丘」に今年度4月から開設された定員20名の生活介護事業所です。東遠地域には、重症心身障がい児(者)の通所できる事業所がなく地域の課題となっておりました。平成21年度に東遠地域肢体不自由児親の会、手をつなぐ育成会から施設建設の要望が上がり、市長との意見交換や東遠地域自立支援協議会等での協議を重ね、今年度開設となりました。「ぴの」はイタリア語で法人名の「松」を意味し、「ほーぷ」は英語で希望の丘の「希望」を意味しています。



《障害程度区分→障害支援区分へ変更》

障害者総合支援法の一部改正により、4月より「障害程度区分」から「障害支援区分」に名称が変わり、内容についても変更がありました。

※「障害支援区分」とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、心身の状態を総合的に表す区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。

◎定義の変更

障害程度区分においては、特に知的、精神障がいについての特性が反映されにくい判定となっていました。今後は障がい特性に応じて適切に区分の認定が行われるようになります。

「障害者等の心身の状態を総合的に示すもの」（障害程度区分の定義）



「必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」（障害支援区分の定義）

◎認定調査項目の見直し 「調査項目106項目」 ⇒ 「80項目」

認定時の負担を軽減するために調査項目が整理され、知的、精神障がいの特性をより反映する調査項目が追加されました。発達障がいの特性にも配慮できるように、「文章の読み書き」「感覚過敏」「危険の認識」「多飲水」「集団適応」等の行動障害に関する項目も追加されました。

◎評価方法の見直し

障害程度区分では、「できる・できない」の評価がより頻回な状況に基づいて判断されていました。新たな障害支援区分では、「できたりできなかつたりする場合や初めての場所等の慣れていない状況を含めて」判断されることとなります。また、障害状況や病気の症状に変化がある場合は、支援や介助が必要な状態に基づいて判断されることとなっています。

上記以外にも障害特性や症状の進行、支援の必要性を多面的に判断されることとなります。今後、新たに福祉サービスを利用される方から徐々に適用される形となります。



情報ポケット

【ふらっと青年部 男子会】 6月上旬に開催！！

今年度最初のふらっと青年部を予定しています。内容、日時については、後日連絡をさせていただきます。普段の疲れをリフレッシュできる良い機会にしましょう！

～相談件数(平成26年4月)

	掛川市	菊川市	御前崎市	森町	圏域外	合計
ケア会議	8	1	2	0	0	11
電話	83	23	39	4	10	159
訪問	17	7	18	10	1	53
来所	5	0	4	0	0	9
合計	113	31	63	14	11	232

ご相談ください！

暮らしのこと、福祉サービスのこと、仕事のこと、学校のこと etc …気軽にご相談ください。

東遠地区生活支援センター

相談専用 TEL 0537-35-2971

Eメール fo-en-so@carol.ocn.ne.jp